

目次

環境総合計画（素案）

大阪府

平成〇年〇月

課題と将来像

- ・大阪の環境を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・目指すべき将来の姿（長期的視点）・・・・・・・・ P 1

計画の枠組みと全体構成

・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

目標及び施策の展開方向

- I 府民の参加・行動
  - ・大阪府の施策の方向・・・・・・・・ P 3
  - ・日常における参加・行動の例・・・・・・・・ P 4
- II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築・・・・・・・・ P 5
- II-2 資源循環型社会の構築・・・・・・・・ P 7
- II-3 全てのいのちが共生する社会の構築・・・・・・・・ P 9
- II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築・・・・・・・・ P 11
- III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進・・・・・・・・ P 15
- IV 施策推進に当たっての視点・・・・・・・・ P 16
  - ・環境と成長の両立にむけて
  - ・地域主権の確立・広域連携の推進
- V 計画の効果的な推進・・・・・・・・ P 18

施策体系

・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19

用語集

・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐために

## 大阪の環境を取り巻く課題

大阪の環境問題は、大気や水環境、資源の循環的利用など多岐にわたっています。これらに対応するため、長年にわたり様々な取り組みを進めてきた結果、一定の改善をみてきましたが、環境に影響を及ぼす要因の中には、温室効果ガスのように、大阪だけにとどまらず、地球規模の問題を引き起こしていると報告がされているものもあります。長期的視点に立って、人口と産業が集中する地域における環境管理の模範となることを自覚し、府民の健康を保護し、生活環境を保全するために望ましい水準（環境保全目標）の達成・維持に向けて取り組むことはもとより、生物多様性の損失や地球温暖化の進行などの地球規模の環境問題への取り組みや資源の循環的利用を積極的に進める必要があります。

### 地球温暖化をストップ！

世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人の活動により増加しており、このまま放置すると、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされる可能性があるとして報告されています。人口と産業が集中する大阪からは、温室効果ガスが多く排出されています。

⇒地球温暖化をストップさせるために、温室効果ガスの排出量を削減することが必要です。

### 生物の多様性を守る！

人の活動の影響等により、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の保全が課題になっています。大阪では都市化の進展等によって良好な生息環境が損なわれ、人と自然のつながりも希薄になっています。

⇒生物多様性への理解を高め、みどりを増やし、つなぎ、広げるなど生物の生息環境に配慮した行動を拡大するとともに、身近な自然環境の保全と再生を図ることが必要です。

### 資源を循環的に使う！

わたしたちの暮らしを支えている鉱物・石油などの天然資源は有限です。また、人口の集中する大阪では、多くの資源が消費されており、家庭や事業場から出る廃棄物は、リサイクルや減量化された後、大阪湾に設けられた処分場等に最終処分されていますが、その容量には限界があります。

⇒リサイクル等を推進し、資源を循環的に使うことが必要です。

### 安全で健康的な暮らしを確保する！

大気環境や水環境は改善が進んでいますが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目があります。また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもあります。

⇒大気環境・水環境を改善していくとともに、環境リスクの高い化学物質の管理を進めていくことが必要です。

### 魅力と活力ある快適な地域をつくる！

大阪は、多くの人が住み、働き、訪れる地域ですが、ヒートアイランド現象、騒音・振動等の都市特有の問題や、「みどりが少ない」、「雑然としている」などマイナスイメージがあります。

⇒快適な生活環境を確保し、みどりを増やし、豊かな水辺や歴史・文化をもっと活かしていくことが必要です。

## 目指すべき将来の姿(長期的視点)

あらゆる主体の協働により、環境に優先的に配慮し、豊かな自然と人との触れ合いが保たれ、魅力的な景観や歴史等の文化の香りあふれる、全ての生き物と地球に優しい都市に成長していくことが大切です。そのため、

大阪府では、あらゆる主体の参加・行動のもと、

### 府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市

の構築を目指します。

分野毎の将来像は、以下のとおりです。

#### 低炭素・省エネルギー社会

建物の高断熱化や機器の省エネ化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量の少ない自動車が多く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

#### 全てのいのちが共生する社会

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

#### 資源循環型社会

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

#### 健康で安心して暮らせる社会

環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いを与える水環境となっている。環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

#### 魅力と活力ある快適な地域

ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保された、みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされた、「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。

# 計画の枠組みと全体構成

## 計画の位置づけ

豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。

## 計画の対象

【対象地域】

「大阪湾を含む大阪府全域」とします。

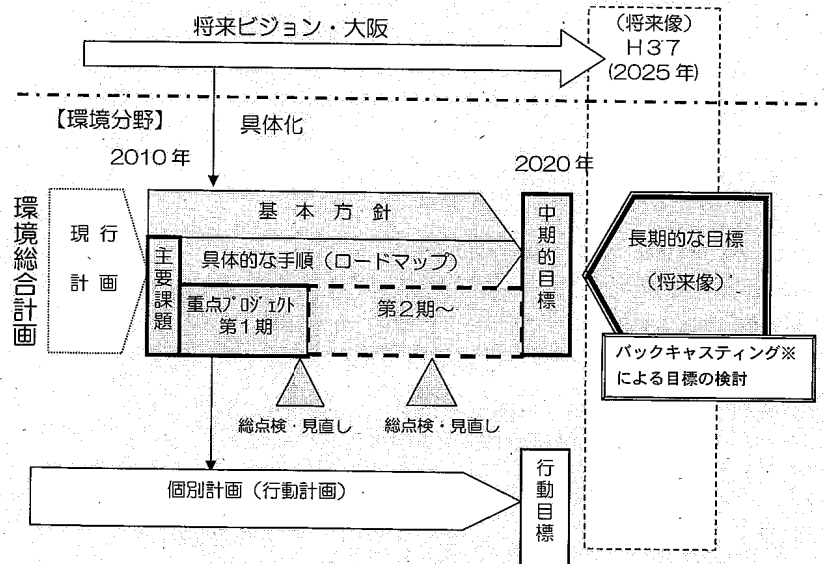
【対象とする環境の範囲】

地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壌などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。

## 計画の期間

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、都市構造や産業等の社会のあり方や人々のライフスタイルが変革され、持続可能な経済社会システムが構築されることが必要です。

そのため、そこに至るまでの長期に渡る期間を見通し、計画の期間は2020（平成32）年度までの10年間とします。また、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行います。



※ 将来、実現されるべき将来像から現在を振り返って必要な政策が何かという考え方

## 持続可能な経済社会システムを目指して

府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進します。施策展開にあたっては、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進します。



施策推進に当たっての配慮事項

- 環境と成長の両立に向け、あらゆる分野への環境の視点の組み込み
- 地域主権の確立・広域連携の推進

計画の効果的、効率的な推進

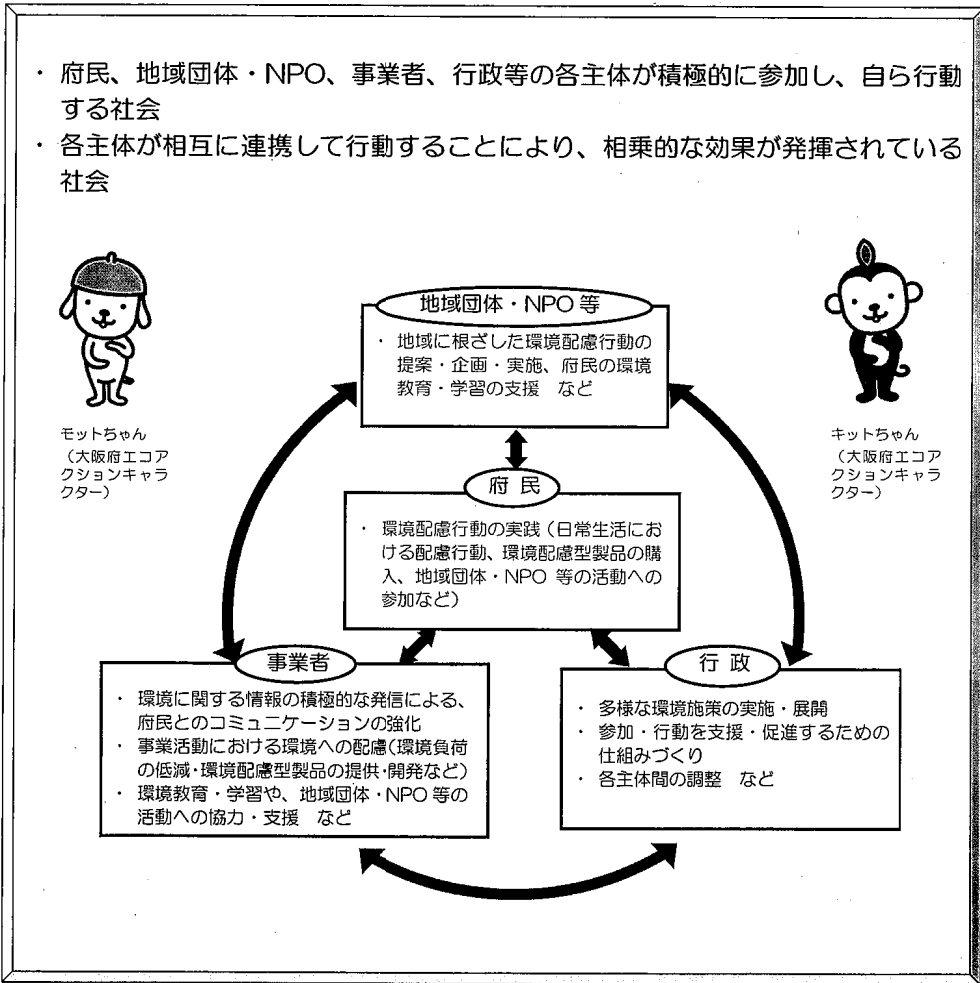
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

目指すべき将来像

府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

かけがえのない地球を守り、  
私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を  
保全しながら将来に引き継ぐためには、  
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

## あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ



## 施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

### 環境問題への気付き

### 環境配慮行動の拡大

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現

## 主な施策

### ■効果的な情報発信

環境問題に気付き、関心を持つことが、参加・行動の出発点となるため、府民のニーズを的確に把握した上で、様々な環境データや参加・行動につながる情報をわかりやすく効果的に発信します。

- 環境配慮行動の実践に役立つ情報を集約した環境教育ポータルサイトを充実させます。
- 環境関連データの収集や調査研究を進め、その最新の情報を広く提供していきます。
- ホームページや環境白書などの情報発信ツールごとに、わかりやすく効果的に情報を発信します。



### ■環境教育・学習の推進

環境配慮行動が社会に根ざした日常的なものとなるためには、一人ひとりの環境問題への理解と意識のさらなる向上が求められるため、子どもから大人まであらゆる世代への環境教育・学習を推進します。

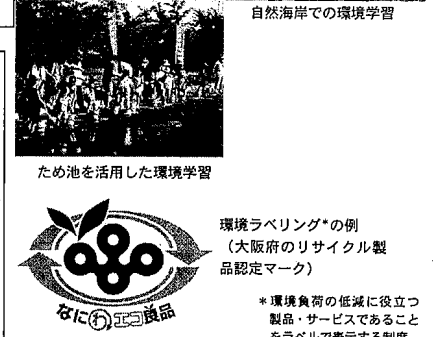
- 企業等による環境教育への支援の仕組みづくりを進めます。
- 教科横断型の環境教育の推進及び成果普及の機会づくり等に取り組めます。
- 川、海岸、農空間、森林、公園、道路等の様々なフィールドを活かした体験的環境学習プログラムを作成・普及します。



### ■行動を支援する仕組みの充実

環境配慮行動を促進するため、行動を支援する仕組みを充実させます。特に、行動への後押しとなるインセンティブ（動機付け）の創出につながる新たな社会・経済的手法の実現に取り組めます。

- 企業との連携等による、府民の環境配慮行動に対する社会・経済的な支援手法の導入の検討を進めます。
- 製品やサービスへの環境ラベリング\*などを推奨し、日常での環境配慮行動に取組やすくします。
- NPO・企業等と連携した新たな気付きに繋がるイベント等の開催を通じて、誰もが気軽に行動できる社会づくりを目指します。



皆さんの参加と行動は、将来に引き継ぐより良い環境を保全していく大きな力になります。以下に、日常生活や事業活動の中で、皆さんが取り組めることを例示します。

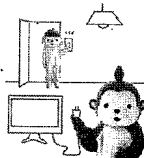
## まずはじめに

- ・身近な環境についてちょっと考えてみましょう！
- ・なにが出来るか考えてみましょう！
- ・行動に移してみましょう！

## 地球温暖化をストップ！

〔府民・事業者〕

- ・不要な照明はつけっぱなしにせず、こまめに消しましょう。
- ・冷暖房の温度設定を適正にしましょう。  
（温度設定の目安：冷房 28 度、暖房 20 度）
- ・使わないときはテレビやビデオなどのコンセントを抜きましょう。
- ・出来るだけ公共交通を利用するとともに、近くの移動は、徒歩や自転車を利用しましょう。
- ・環境負荷の少ないエコカーを導入しましょう。
- ・省エネ機器を選びましょう。



## 資源を循環的に使う！

〔府民〕

- ・マイバックや買い物かごを持参しましょう。
- ・過剰な包装は断りましょう。
- ・詰め替えが出来る製品を選びましょう。
- ・食材は無駄なく使いましょう。
- ・修理できる物は出来るだけ修理して長く使いましょう。
- ・資源物（紙やペットボトルなどの再資源化が可能なもの）の分別を徹底しましょう。
- ・エコマークやリサイクル製品など環境ラベルのついた製品を選びましょう。



〔事業者〕

- ・廃棄物は減量化とリサイクルに努め、適正処理を行いましょう。
- ・再使用、リサイクルが容易な製品の開発・生産を進めましょう。
- ・再生原料の利用を進めましょう。

## 生物多様性を守る！

〔府民〕

- ・身近な生き物を大切にしましょう。
- ・自然観察会や里山の保全活動など自然を大切にする活動に参加しましょう。
- ・ペットや外来生物等を、自然界に放さないようにしましょう。

〔事業者〕

- ・森づくりなど生物の生息環境を保全する活動に参加しましょう。
- ・生き物の生息環境に配慮し、事業地の緑化を進めましょう。



## 安全で健康的な暮らしを確保する！

〔府民〕

- ・駐車時のアイドリングをやめ、急発進、急加速をやめましょう。
- ・下水道や浄化施設が設置されていないところでは、食器の汚れは拭き取ってから洗うなど、直接水に流さないようにしましょう。
- ・殺虫剤や洗剤など化学物質を含む製品を利用する時は、使用上の注意や使用方法を良く読み、使いすぎに注意しましょう。
- ・自然界で分解されやすい製品を使いましょう。
- ・身の回りの化学物質のリスクを正しく理解しましょう。

〔事業者〕

- ・環境リスクの高い化学物質の環境中への排出量を削減しましょう。
- ・環境リスクの高い化学物質を含む製品には、リスクを表示しましょう。

## 魅力と活力ある快適な地域をつくる！

〔府民・事業者〕

- ・敷地内のみどりを増やしましょう。
- ・農空間や森林を保全する活動に参加しましょう。
- ・騒音や振動、悪臭で周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。
- ・地域の伝統や歴史・文化に興味を持ち、後世に引き継いでいきましょう。
- ・清掃などの地域の環境保全活動に参加しましょう。



※取組みの中には、他の項目にも効果があるものもあります。

例示したもの以外で、皆さんがお気づきになった環境に配慮した行動にも積極的に取り組んで下さい。  
また、周りの人にも呼びかけて、活動の輪を広げましょう！

# 低炭素・省エネルギー社会の構築

～ 地球温暖化を抑制するために ～

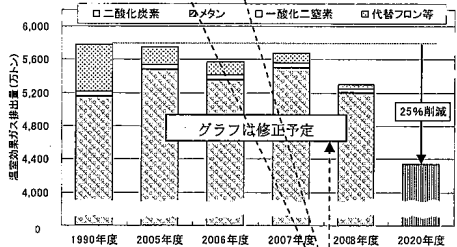
## 目標:2020年

▶ 国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。

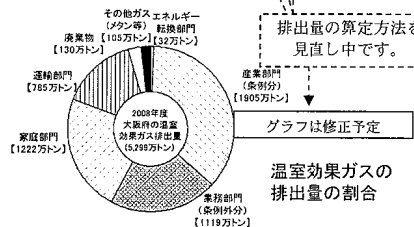
- ◇ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やします。
- ◇ 府域の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量を2009年度比で30倍以上に増やします。

## 現状

■大阪府域における2008(平成20)年度の温室効果ガス排出量は、5,299万トンであり、1990(平成2)年度と比べ8.4%減少となっています。

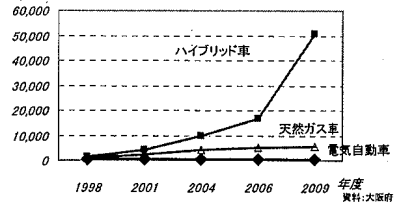


大阪府域における温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガスの排出量の割合

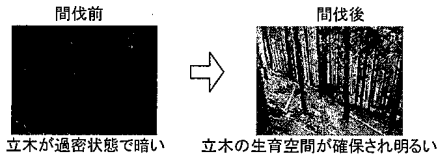
■大阪府域の2009(平成21)年度の自動車保有台数は約347万台で、そのうちエコカー(注)の台数は約17.8万台(約5.1%)です。



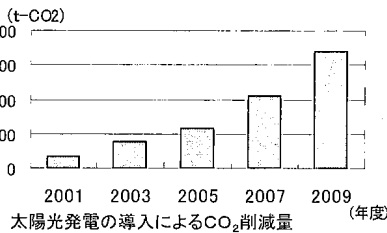
ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車の推移

注) エコカーとは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車、水素エンジン自動車、燃料電池車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

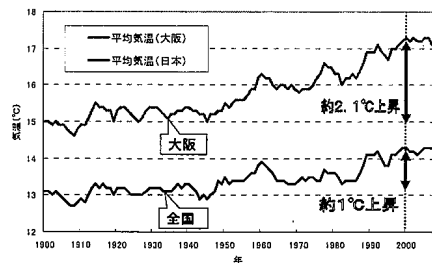
■大阪府の森林面積は約55,000haで府域の約3割を占めています。森林は間伐などの管理が必要で、適正に管理された森林ではCO<sub>2</sub>を吸収する機能が向上します。



■大阪府域の2009(平成21)年度の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量は約3.4万トンです。

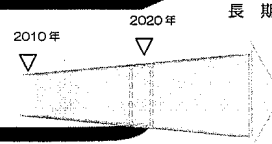


■過去100年間の平均気温の推移をみると、全国平均は約1℃の上昇ですが、大阪は都市部の熱負荷の影響により、約2.1℃の上昇となっています。



大阪と日本における年平均気温の経年変化

## 将来像



将来の姿(長期)

建物の高断熱化や機器の省エネ化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量の少ない自動車が多く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

## 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- ▶ 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- ▶ 再生可能エネルギー等の普及
- ▶ 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収の促進

## 主な施策

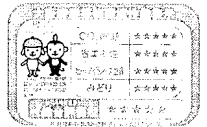
### ■低炭素化に向けた取組みの推進

#### 【産業・業務】

温暖化防止条例により大規模事業者による自主的な低炭素化の取組みを促進し、CO<sub>2</sub>排出量のさらなる削減が必要な場合は、条例による取組みの強化を検討します。  
また、中小規模事業者には、設備機器の運用改善に加え、CO<sub>2</sub>排出削減クレジット等の経済的手法を活用し、低炭素化につながる機器の導入を促進します。

#### 【住宅・建築物】

住宅・建築物における低炭素化をアドバイスする制度や国の導入支援策などを活用して、省CO<sub>2</sub>設備・機器を既存住宅・建築物等に導入促進するとともに、CO<sub>2</sub>削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組みを推進します。

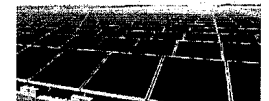


#### 【運輸・交通】

公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。  
さらに、エコカーやエコドライブの普及によりCO<sub>2</sub>排出量の少ない自動車利用を図ります。  
また、渋滞の解消を図るため、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化を実現してCO<sub>2</sub>排出量を削減します。

### ■再生可能エネルギー等の普及

省エネ診断や国の導入支援策等を活用して、府の地域特性を踏まえ、太陽光発電をはじめ、バイオ燃料などの再生可能エネルギーや燃料電池の普及を促進します。



太陽光発電装置

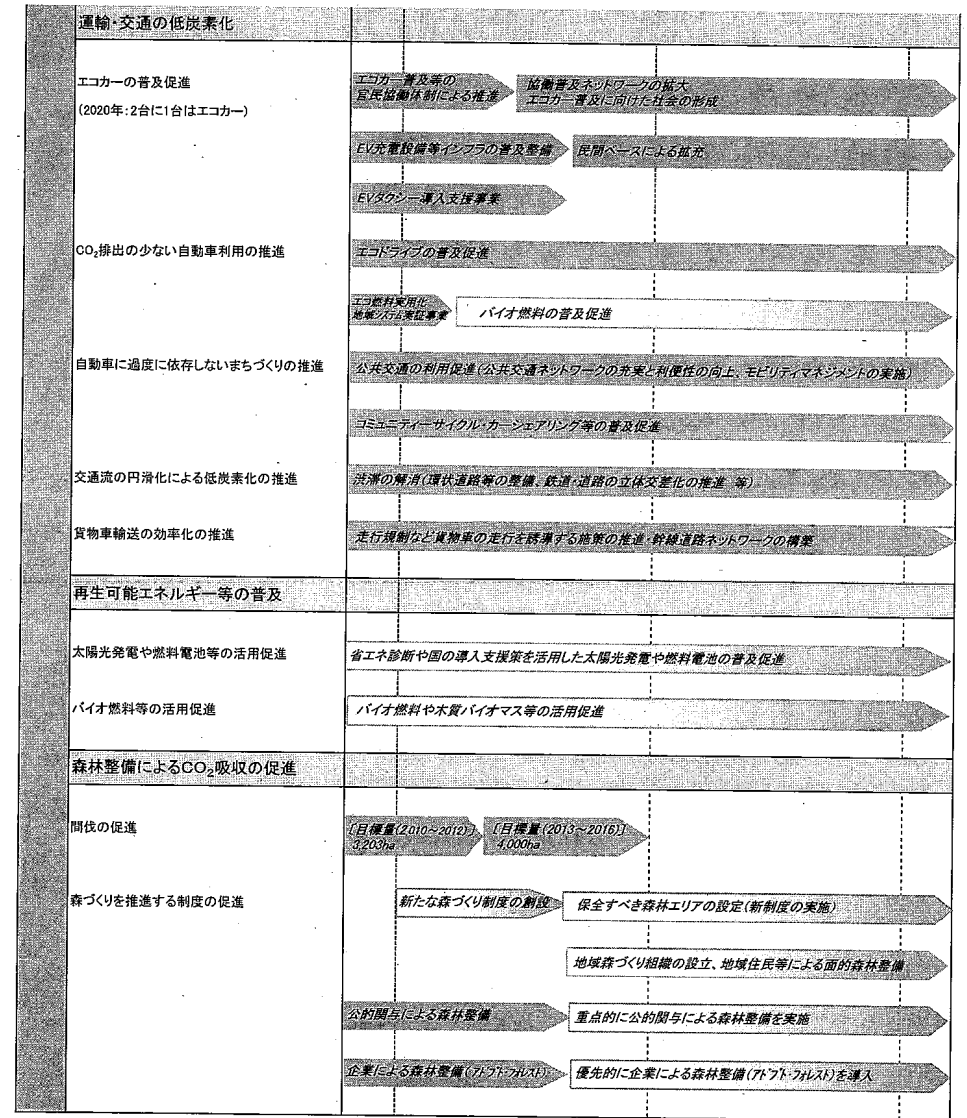
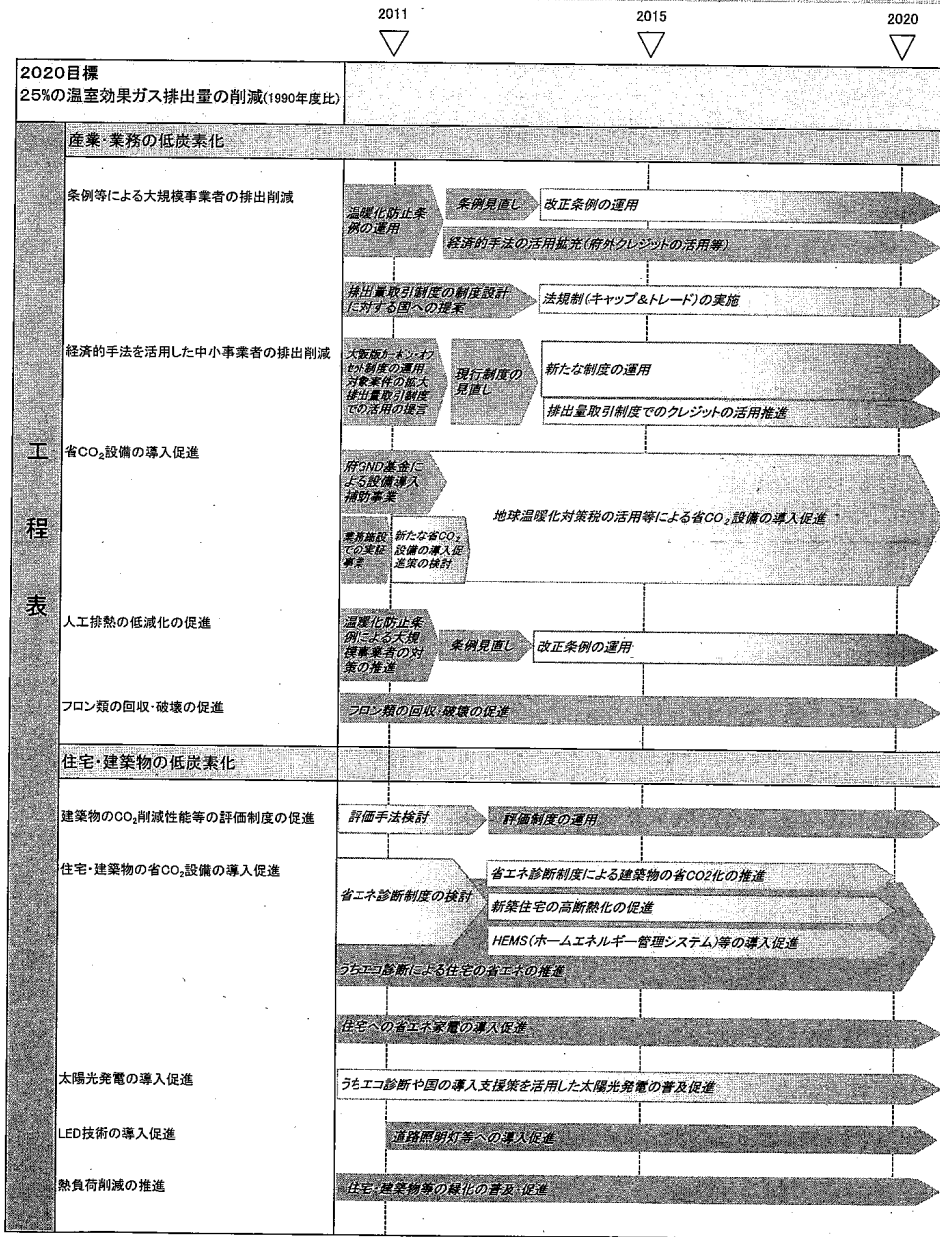
### ■森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収の促進

優先的に整備すべきエリアを設定し、公的な森林整備を重点的に実施するとともに、地域住民や企業など多様な主体の参画のもと、エリアに応じた効果的な森づくりを推進する制度を創設します。この制度を通じて、CO<sub>2</sub>吸収の一層の促進を図ります。

### 【熱負荷の削減について】

空調機器等の省エネ化などの対策は、機器の排熱(熱負荷)を低減する効果があります。これらの熱負荷の削減は、ヒートアイランド現象の緩和にも役立つ対策として、積極的に取り組んでいきます。

# 低炭素・省エネルギー社会の構築に向けた工程表





# 資源循環型社会の構築

～ 限りある天然資源を枯渇させないために ～

## 目標2020年

### 資源の循環をさらに促進する。

【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)

【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減する\*。

\*削減幅については、2010年度実績を踏まえて定めます。

### リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート 34.3%)

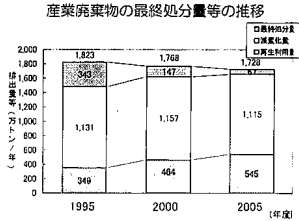
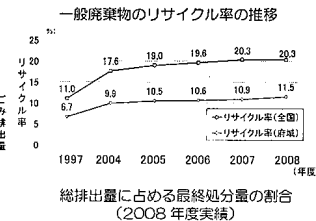
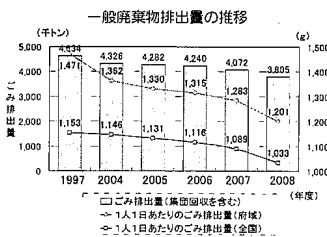
資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート 89.4%)

\*ペットボトルや空き缶、古紙等

## 現状

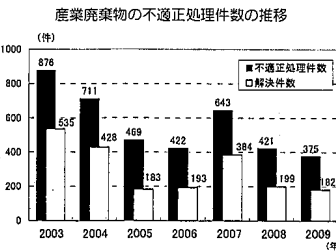
- 府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量、最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。
- しかし、全国的にみると、一人一日あたりの排出量、リサイクル率等はワースト1となっています。その要因としては、リサイクル可能な資源物が、特に事業系のごみに混入していることなどが考えられます。

- 2005(平成17)年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トン、再生利用量は545万トン、最終処分量は67万トンとなっています。



区分	割合 (%)
大阪府	15.5%
全国平均	11.5%

- 府域における不法投棄などの不適正処理の件数は減少傾向にあります。依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。



- 府では、近隣府県市と協力して大阪湾に廃棄物の最終処分場を整備していますが、その容量には限りがあります。

処分場名	計画量	残容量 (2010.3現時点)
泉大津沖	30,800	4,050
尼崎沖	15,782	446
神戸沖	15,000	5,987
大阪沖(*)	13,975	13,725

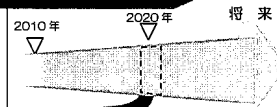
【大阪湾フェニックス計画】  
大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図るため、海面埋立てによる最終処分を行う事業。

- 府内の森林における、2009(平成21)年度の間伐実績は1,204ha、間伐材の利用量は約2,800m³となっています。
- しかしながら、木材価格の低下や搬出コスト高等により、間伐された木材全体のうち搬出された割合は、1割程度にとどまっています。



高性能林業機械による間伐材の搬出状況

## 将来像



### 将来の姿(長期)

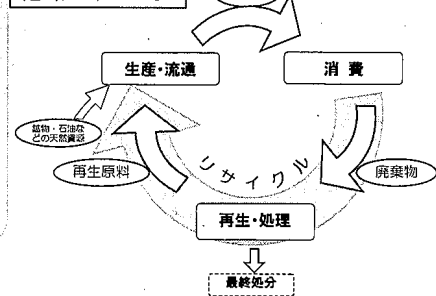
資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

## 施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

### 循環のイメージ



## 主な施策

### 【生産・流通】

資源の循環の輪をつなげていくため、生産段階における再生原料や再生可能資源(間伐材等)の利用を促進するなど、製造・流通事業者による循環型社会構築に向けた取組みを促進します。

- ・ 生産工程における再生原料等の利用率の向上やリサイクルしやすい製品の開発、廃棄物発生原単位\*の抑制等の取り組みについて、製造事業者に働きかけます。  
\*出荷額あたりの廃棄物の発生量など
- ・ 府内産木材の利用を進めるため、木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築します。

### 【消費】

“もったいない”意識の共有による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底を図るとともに、環境に配慮した製品の購入を促進します。また、ごみを出す際の適切な分別の徹底や家電リサイクル大阪方式の推進等により、リサイクルの流れを大幅に拡大します。

### 【再生】

廃棄物の再生を促進するため、優良再生資源業者の育成を図るとともに、資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくりに取り組みます。また、木材資源が適正に再生される健全な森づくりを進めます。

廃棄物の適正処理の徹底を図り、リサイクルの流れを確実なものとするため、排出事業者の意識のさらなる向上や、優良な処理業者の育成に取り組みます。

- ・ 一般廃棄物の府独自のリサイクル管理票制度を普及させ、適正なリサイクルの推進を図ります。
- ・ 大阪の特性を活かした、広域的な一般廃棄物のリサイクルシステムを推進します。
- ・ 建設廃棄物の分別排出など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取り組みを促進します。
- ・ 廃棄物の適正な処理を推進するため、電子マニフェストの普及に取り組みるとともに、優良な処理業者の育成につながる顕彰制度導入等の検討を進めます。

### 【最終処分】

資源の循環を加速させることにより、最終処分量の大幅な削減を実現し、必要最小限の最終処分場を安定的に確保します。

- ・ 大阪湾フェニックス計画において、現状を踏まえた次期処分場の必要性を検討します。



# 資源循環型社会の構築に向けた工程表

	2011	2015	2020
<b>2020目標</b> 資源の循環をさらに促進する。 リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。			
<b>生産・流通</b>	再生原料・副産物等の利用促進		
	生産工程における廃棄物発生原単位の抑制	多量排出事業者制度を活用して、廃棄物発生原単位抑制の取組みを促進	
	建設工事における廃棄物の発生抑制	多量排出事業者制度を活用して、建設廃棄物の発生抑制の取組みを促進	
	リサイクル製品認定制度の普及	リサイクル製品認定制度の普及	
	間伐材の利用促進	木材搬出を促進するための基盤整備 木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築	
	建設発生土の利用促進	建設発生土情報交換システムの運用	
	下水汚泥の有効利用	下水汚泥の有効利用	
	流通段階でのごみ排出量の削減	エコショップ制度の普及	
	レジ袋の削減	市町村と事業者との協定締結(レジ袋の削減や有料化など)の促進	
	製造業者による取組の促進	製造事業者に対し、製品の長寿命化、修理体制の整備、部品の再利用等について働きかけ 製造事業者による新たな回収、再資源化等について情報発信 製造事業者に対し、再生原料の利用率向上について働きかけ	
<b>消費</b>	"もったいない"意識の共有による3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底		
	なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)の普及	なにわエコ良品ショップの整備などによる、なにわエコ良品の普及	
	レジ袋の削減	環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施	
	3Rへの府民意識の向上	リサイクルフェアの実施	
	住宅の長期的な利用の促進	中古住宅の流通・リフォーム市場の拡大	
	グリーン購入の促進	大阪府グリーン調達方針に基づく率先行動	
	間伐材の利用促進	産地や品質の明確化を図る木材認証制度の導入による木材利用の促進 公共事業における木材利用の促進 新たな木材・木質バイオマス(バイオコース等)の需要拡大及び利用促進	
	リサイクルの流れの飛躍的増加に向けた、適切な分別の徹底		
	官学連携による研究	「排出」「収集」「処理」の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示 市町村に積極的な取り組みを働きかけ	
	排出事業者の意識向上	建設混合廃棄物の分別排出の促進 リサイクル管理票制度の普及 市町村の多量排出者届出制度を活用したリサイクル意識の徹底	
特定品目ごとのリサイクルの推進	家電リサイクル大阪方式の推進 食品リサイクルの推進 建設リサイクルの推進		

<b>再生</b>	優良な再生資源業者の育成	リサイクル管理票制度の普及 再生事業登録制度の推進	
	資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくり		
	研究開発の支援・実施	府による技術評価制度の改良 府研究機関における技術開発 下水汚泥・水道残渣の利用について、民間事業者等と連携して技術開発	
	広域的な一般廃棄物のリサイクルの推進	大阪の特性を活かしたリサイクルシステムの推進	
	木材資源が再生される仕組みの整備	森林保全に資する適正な森林整備(間伐等)の推進	
	排出事業者による適正処理の徹底	多量排出事業者による取組みの促進 多量排出事業者制度の評価手法の確立 インターネット等による公表制度の確立 事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立の促進	
	業界団体と連携した法規制等の周知徹底	業界団体と連携して、排出事業者に対して法規制等の周知徹底	
	電子 manifests の普及	多量排出事業者(製造業等) 公共における普及目標 100%	排出事業者の普及目標 概ね100%
	優良な処理業者の育成	優良な処理業者の顕彰制度の導入等の検討 顕彰の実施 混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底	
	有害廃棄物の適正処理の徹底	PCB廃棄物 アスベスト廃棄物 感染性廃棄物 ダイオキシン類対策 不適正処理の根絶	PCB廃棄物の適正処理(法に基づき、2016年7月までに全てのPCB廃棄物の処理完了) 建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底、円滑な処理体制の確保の点検 関係団体と連携した感染性廃棄物の適正処理の徹底 検知施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正処理の徹底 不適正処理の未然防止、警察との連携等による迅速な解決
<b>最終処分</b>	最終処分量の大幅な低減と最終処分場の安定的な確保		
	大阪湾フェニックス計画の推進	次期広域処分場確保に向けた検討・調整	安定的な確保